

白井市空家等対策協議会について

1 当市の空家対策事業

空き家対策事業は、令和3年度から取り組んでいる白井市第5次総合計画の分野別事業に位置付けされ、目的は「空家等が周辺的生活環境にもたらす深刻な悪影響から市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、生活環境の保全を図り、市民が安心して暮らせるまちづくりを進める。」としています。

2 本協議会の目的

本協議会は空き家対策事業の一つです。各委員が部門毎の専門家として、以下の事項について意見することにより、今後の空家対策が一層推進することを目的とします。

- 白井市空家等対策計画の変更及び実施に関する事項
- 特定空家等の判定基準の作成及び改定に関する事項
- 特定空家等の判定及び措置の方針その必要な事項

3 協議会の今後（令和4年度まで）のスケジュール

日程	計画の見直し			特定空家の判定基準等	
			事務局		事務局
令和3年度	10月	協議会	現行の計画及び見直しの方針に対する説明		(案)の説明、協議
			市民参加（意見交換会等）	意見取りまとめ	決定（案）作成
	2月	協議会	市民参加での意見の提示、協議		決定（案）の説明、協議
			(案)作成		起案・決裁
令和4年度	7月	協議会	(案)の説明、協議		決定の報告
				決定（案）作成	
	10月	協議会	決定（案）の説明、協議		
				決定（案）の修正	
			市民参加（パブコメ）		
				決定（案）の修正	
2月	協議会	パブコメ後の案の説明、協議			
				起案・決裁	
3月			行政経営戦略会議 決定案の報告		

特定空家等の判断について、緊急性がある案件が発生した場合は、臨時で開催する場合があります。